

「まん延防止等重点措置」適用に伴う乗車券類のお取扱いについて

当社では、新型コロナウイルス感染拡大を受け、「まん延防止等重点措置」適用に伴い、下記のお取扱いをいたします。

1 乗車券類の無手数料払い戻しについて

【対象のお客さま】

2021年4月13日以降、「まん延防止等重点措置」の発出に伴う外出自粛等を事由に、ご旅行を見合わせる場合

【対象の乗車券】

普通乗車券、特別急行券、団体乗車券、企画乗車券（使用開始前のもの）

【払い戻しの条件】

下記の条件を全て満たす場合、無手数料により払い戻しいたします。

- ① まん延防止等重点措置発出に伴う外出自粛を事由とする場合であること
※ まん延防止等重点措置適用対象地域外の区間も対象とします。
- ② まん延防止等重点措置期間（2021年4月12日～まん延防止等重点措置の最終日まで）が当該乗車券類の有効期間に含まれていること
- ③ 払い戻し申し出日が当該乗車券類の有効期間内であること
※ 特別急行列車については、券面指定列車が、乗車駅を発車する時刻までにお申し出があった場合とします。

※ 本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払い戻しを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

2 お問い合わせについて

箱根登山鉄道株式会社 鉄道部 TEL0465-32-6823

営業時間 9:00～17:00（土曜・休日・祝日を除く）